

**公益信託 アジア・コミュニティ・トラスト**  
**2016 年度「アジア留学生インターン受入れ助成プログラム」**  
**留学生登録の案内**

◆趣旨・目的

2012 年 1 月、「公益信託アジア・コミュニティ・トラスト (ACT)」に、個人の寄付者から特別基金『アジア留学生等支援基金』が設定され、この基金からの支援によりアジアからの留学生の方々に、日本の市民組織 (NPO/NGO) やその他民間非営利組織でインターンとして経験していただくプログラムを開始しました。本プログラムは、日本の大学に在籍するアジアからの留学生 (正規の大学生・大学院生) が日本の民間非営利組織におけるインターンシップを通して、大学では得られない経験—日本社会の新しい動きや課題に取り組む現場での体験、地域社会の人々との直接的な交流等—をし、日本理解を深め、そして将来、留学生がインターンシップで習得した知見または技能を母国の社会で活用し、社会開発事業等の発展に資することを目的とします。

**[公益信託 アジア・コミュニティ・トラストとは]**

公益信託アジア・コミュニティ・トラスト (ACT) は、日本初の募金型 (コミュニティ型) 公益信託として 1979 年に設立。設立以来、日本の個人や法人の皆様の信託金 (寄付金) を基に、アジア 14 カ国・地域、210 以上の現地 NGO が実施する事業 620 件余りに、総額 7 億 1,500 万円以上の支援を実施してきました。ACT 内に設定された特別基金は 26 基金 (うち 8 基金は助成事業終了) にのぼります。(2015 年 3 月末現在)。事務局は、ACC21 が務める。(詳しくは ACT のウェブサイト ([http:// act-trust.org/](http://act-trust.org/)) をご覧ください)

◆インターン対象者

**アジアの開発途上国** (DAC援助受取国\*1) から日本に留学し、日本の大学に在籍する留学生 (大学・大学院の正規生)。なお、インターンを始めるにあたっては、入国管理局からの「**資格外活動許可証**」が必要です。

「資格外活動許可証」について：

<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-8.html>

\*1 アジアの DAC 援助受取国は、カンボジア、ネパール、バングラデシュ、東ティモール、ブータン、ミャンマー、モルディブ、ラオス、パキスタン、ベトナム、インド、インドネシア、スリランカ、タイ、中国、フィリピン、モンゴル、マレーシア。(「アジア」は外務省の分類に基づく)

◆時期／期間

インターンシップ\*2の実施期間の長短にかかわらず、**2016 年 8 月 1 日～2017 年 3 月 31 日の間**。インターン日数は、**最少 15 日間、最大 40 日間**です (例：週 3 日で 10 週間 (約 2.5 ヶ月間) も可能)。詳細は受入れ希望団体と相談して決めていただきます。なお、インターン終了後、1 ヶ月内に受入れ団体に対し報告書を提出していただきます。

\*2 インターン (留学生) の就労は、1 週間で 28 時間以内、ただし、在籍する教育機関が学則で定める長期休業期間 (夏季休暇等) にあるときは 1 週間で 40 時間以内 (1 日 8 時間以内) が「資格外活動許可証」で認められています(入管法第 19 条)。

## ◆インターン受け入れ対象団体

### 日本の市民組織（NPO/NGO）やその他民間非営利組織（研究機関を含む）

対象となる活動分野：保健・医療、災害救援・復興、国際協力、高齢者介護、人権擁護、科学技術の振興、身体障がい者支援、平和の推進、経済活動の活性化、まちづくり、社会教育、文化・芸術、子どもの健全育成、環境保全、男女共同参画。そのほか、インターン希望者と受け入れ団体間の調整による他の活動分野については応相談。

### —受入団体とインターン活動内容（事例）—

【事例 1：アジアからの保健ワーカーを受け入れ、研修を実施している団体】

- ・ワークショップ準備、英語記録係、翻訳作業
- ・アジアからの研修生と日本人との交流事業等イベント運営補助
- ・その他、NGO 日常業務

【事例 2：不登校の子どもを支援している団体】

- ・不登校の子どもの集まりにおける補佐
- ・人権を基礎とした保育に関わる研究や研修の補佐

【事例 3：東日本大震災の被災地支援を実施している団体】

- ・仮設住宅の生活者を対象とした勉強会やイベントの準備や当日の補佐、企画も可能
- ・東京でのイベント（展示会、説明会、報告会など）の準備。
- ・現地での活動を発信するためのブログ記事作成。

## ◆費用の補償

インターンには、**受入れ団体より手当（食事代等を含み 2,500 円/日、1,250 円/半日）と交通費が支給されます。遠方でのインターンの場合は、宿泊費（上限 5,500 円/日）**が支払われます。したがって、インターンをする留学生の方には、原則、費用の負担はありません。ただし、インターンとは関係のない他の目的を兼ねた移動にかかる交通費は、往復とも認められません。

\*インターン受入れに関わる費用は、受入れ団体が公益信託 アジア・コミュニティ・トラスト「アジア留学生インターン受入れ助成プログラム」に申請し、2016 年 7 月に予定されている公益信託アジア・コミュニティ・トラスト（ACT）運営委員会によって審議・決定（選考）されます。申請が採択されない場合もあります。

## ◆2016 年度募集で ACT が助成できる対象団体数とインターン数

対象団体：数：25～30 団体

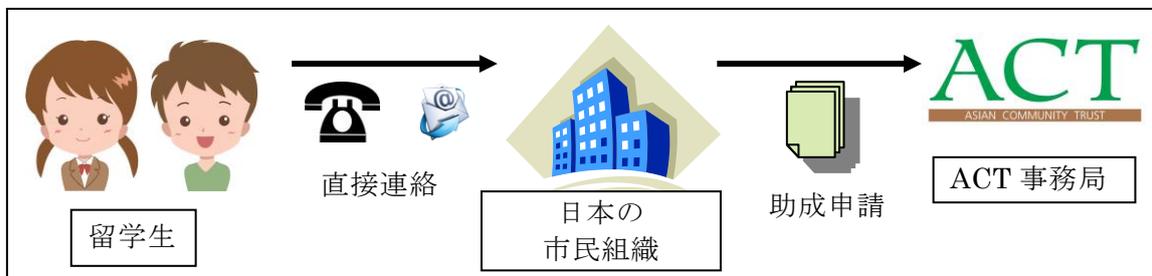
対象インターン数：25～30 人（原則、1 人/団体）

### ◆インターン希望の申し込み方法

インターンを希望する留学生には、以下の2つの申し込み方法があります。

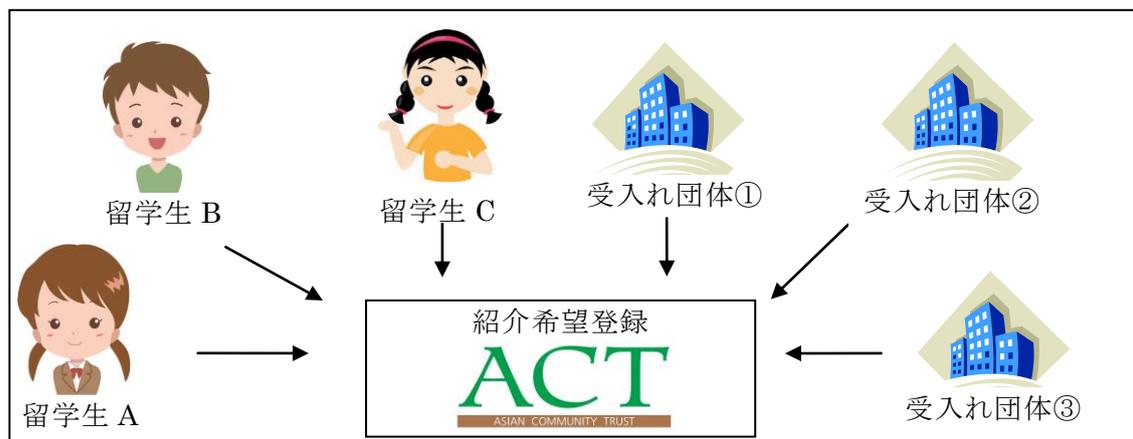
#### 方法①：直接、インターンしたい団体に問い合わせる。

直接、インターンをしたいと思う団体に問い合わせる。その際、ACTからのインターン助成プログラムがある旨、ご説明ください。



#### 方法②：ACT事務局に登録する。

「登録団体の概要」([http://act-trust.org/2016ASIP\\_NGOlist.pdf](http://act-trust.org/2016ASIP_NGOlist.pdf))の中からインターンを希望する団体を選びます。第1～2希望を選び、ACTウェブサイトの「インターン候補登録フォーム」(<http://act-trust.org/2016ASIP-STreg.html>)において **2016年4月28日(木)までに**登録してください。



ACT事務局は、第1～2希望として選んだ団体に連絡してインターンを希望する留学生（登録順）を紹介します。

登録団体も、氏名等は伏せた登録留学生リストから受入れたい留学生を選びます。

ACT事務局から該当する留学生・団体の連絡先等を送ります（この時点までは、留学生、団体から直接連絡をとることはお控えください）。ただし、登録されても、結果的に希望されるインターン先が見つからない場合もあることをご理解ください。



紹介後に、インターン受入れを希望する団体と留学生が直接連絡をとり（連絡先の情報提供は、双方の同意を得てから行います）、面接日（面談を前提としますが、遠方の場合は電話も可）を決め、インターンの条件や活動内容、スケジュール等について、直接、話し合っただけで決定していただきます。**自分の大学の授業、研究、フィールドワーク等のスケジュールを十分確認してから、インターンのスケジュールを決めてください。**

そして、両者が合意すれば、受入れ団体が公益信託 アジア・コミュニティ・トラスト (ACT) に申請します（申請提出期限：2016年6月10日（金））。なお、受入れ団体①と留学生 C のように、両者間で合意できず、申請に至らない場合もあります。



**【登録、および問い合わせ先】**

公益信託アジア・コミュニティ・トラスト (ACT) 事務局

事業担当：アンガラ・グラディス

〒113-8642 東京都文京区本駒込 2-12-13 アジア文化会館 1階 ACC21 内

TEL: 03-3945-2615 FAX: 03-3945-2692 E メール: [asip-act@acc21.org](mailto:asip-act@acc21.org)

URL: <http://act-trust.org>